

# 令和5年第1回九戸村議会定例会

令和5年3月10日（金）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第3号）

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 九戸村個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第5 議案第2号 戸田財産区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第6 議案第3号 伊保内財産区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第7 議案第4号 江刺家財産区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第8 議案第5号 九戸村個人情報保護審査会条例
- 日程第9 議案第6号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第10 議案第7号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 九戸村税条例及び九戸村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 九戸村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 九戸村災害復興基金条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第15号 九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第16号 ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第17号 九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第18号 パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第19号 コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第20号 オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 日程第 24 議案第 21 号 まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を  
求めることについて
- 日程第 25 議案第 22 号 九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決  
を求めることについて
- 日程第 26 議案第 23 号 村道路線の変更認定に関し議決を求めることについて
- 日程第 27 議案第 24 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の  
増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議  
に関し議決を求めることについて
- 日程第 28 議案第 25 号 令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 11 号)
- 日程第 29 議案第 26 号 令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 30 議案第 27 号 令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第  
3 号)
- 日程第 31 議案第 28 号 令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 32 議案第 29 号 令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 33 議案第 30 号 令和 4 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 34 議案第 31 号 令和 5 年度九戸村一般会計予算
- 日程第 35 議案第 32 号 令和 5 年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 36 議案第 33 号 令和 5 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 37 議案第 34 号 令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 35 号 令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 36 号 令和 5 年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 37 号 令和 5 年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第 41 議案第 38 号 令和 5 年度伊保内財産区特別委員会予算
- 日程第 42 議案第 39 号 令和 5 年度江刺家財産区特別委員会予算
- 日程第 43 議案第 40 号 令和 5 年度九戸村水道事業会計予算
- 日程第 44 議案第 41 号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 45 議案第 42 号 九戸村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条  
例

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖	君	7番	保大木	信 子	君
2番	川 戸	茂 男	君	8番	岩 渕	智 幸	君
3番	坂 本	豊 彦	君	9番	渡	保 男	君
4番	大 崎	優 一	君	10番	山 下	勝	君
5番	中 村	國 夫	君	11番	桂 川	俊 明	君
6番	久 保	えみ子	君	12番	櫻 庭	豊太郎	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山	裕 康	君				
副	村	長	伊 藤	仁 君				
教	育	長	岩 渕	信 義 君				
総	務	課	長	杉 村	幸 久 君			
I J U	戦	略	室	主	幹	川 原	憲 彦 君	
会	計	管	理	者	大 向	一 司 君		
兼	税	務	住	民	課	長		
保	健	福	祉	課	長	浅 水	涉 君	
地	域	整	備	課	長	関 口	猛 彦 君	
教	育	次	長	坂野上	克 彦 君			
地	域	整	備	課	主	幹	上 村	浩 之 君
兼	水	道	事	業	所	長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保	勝 彦
主			任	山 本	猛 輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

3 月 10 日付けで、村長から別紙追加議案一覧表のとおり、議案 2 件の送付がありました。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諮問第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

なお、諮問 3 件及び議案 40 件につきましては、3 月 6 日の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。

ご了承願います。

日程第 1、諮問第 1 号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、中村國夫議員

○5 番（中村國夫君） それでは、諮問第 1 号について、お伺いしたいと思います。確認を含めてお伺いしたいと思います。

この方についての経歴と在職期間について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、お答えいたします。

上村陸巳さんでございますが、現在 9 期目でございます、在職は 28 年と 1 カ月継続中ということでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、適任と認め答申することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認め答申することに決定されました。

---

◎諮問第2号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） この方についても経歴と在職期間について、確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（杉村幸久君） お答えいたします。

細川さんにつきましては、現在3期目で、8年5カ月の在職中でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「経歴については」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 経歴について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） 高校卒業後は、九戸村役場に奉職されまして、長きにわたって勤務いただいた方でございます。そのほか、行政改革推進委員ですとか、社会教育委員、あるいは民生委員、児童委員、主任児童委員を務められている方でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、適任と認め答申することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認め答申することに決定されました。

---

◎諮問第3号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第3、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） 同様に確認の意味で、また、経歴等について説明をいただきたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（杉村幸久君） お答えいたします。

村田さんにつきましては、今回新たに候補者として推薦するものでございますが、この方の経歴を申しますと、学校卒業後は、保育園に勤務、最初されております。その後、養護児童施設等々経まして、平成元年からは九戸福祉会に勤められておる方でございます。職業人としても、人権擁護に長年携わって来られた方で、適任であると判断して推薦したものでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、適任と認め答申することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認め答申することに決定されました。

---

◎議案第1号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第1号「九戸村個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第1号「九戸村個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第5、議案第2号「戸田財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第2号「戸田財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第6、議案第3号「伊保内財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第3号「伊保内財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第7、議案第4号「江刺家財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第4号「江刺家財産区個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第8、議案第5号「九戸村個人情報保護審査会条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)



○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第5号「九戸村個人情報保護審査会条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第9、議案第6号「職員の高齢者部分休業に関する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「職員の高齢者部分休業に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第10、議案第7号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第11、議案第8号「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第8号「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第12、議案第9号「九戸村税条例及び九戸村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第9号「九戸村税条例及び九戸村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第13、議案第10号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第10号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第14、議案第11号「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「議長、7番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「7番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 7番、保大木信子議員

○7番（保大木信子君） 議案第11号「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論いたします。

令和2年第1回定例会において、小中学校施設事業費に反対し、その事業費を除いた予算を可決いたしました。

前村政が教育長不在の中、行政主導で施設一体型小中一貫校を進めようとしていたとき、学校の統合について丁寧な説明と慎重な議論を求めているものであり、小学校統合に反対するものではありませんでした。

建設に対しての財源確保の説明の不確かさや、将来にわたりその建設費の負担を若い方たちに負わせるのはあってはならない、まだまだ議論の余地があったにもかかわらず、強引に推し進めようとしていたため、到底賛成できるものではありませんでした。

あれから3年、九戸村の来年度の小学校入学予定者27人、令和元年度の出生数は9人と社会の情勢は大きく変化しました。あの広大な敷地に膨大な建設費を掛けて大きな校舎を建設、その後の維持費、維持管理を考えると、建設に進まなくて本当に良かったと思っております。

新聞記事をご覧になった村民の方から、条例改正は村議選後との声もあったようだが、いたずらに引き延ばすことがないよう子どもたちのことを第一に考え、計画どおりに進めてほしいとの声がありました。学校は、数多くのクラスメイトと、「まなびあい」、「ふれあい」、「そだちあい」の場であると考えます。

子どもたちはもちろんのこと、多くの村民が望む小学校の姿こそ尊重されるものではないでしょうか。周辺市町村とは、一味も二味も違った九戸村ならではの教育環境に期待して条例改正をし、小学校統合に向かうことを望み賛成討論いたします。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、討論はありませんか。

（「議長、6番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子議員

○6番（久保えみ子君） 私は、議案第11号「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例」に、賛成の立場で討論します。

この議案は、今ある5校の小学校を1校に統合しようとするものです。村では、3年前にも議案を提案しました。しかし、そのときの議案は、今の九戸中学校の敷地内に、今ある中学校の校舎を壊して、新しく小中一貫校を建設するためのものでした。新しくする学校にいくら掛かるのかの説明もありませんでしたし、教育専門家が大規模に施設一体型小中一貫校の実態調査を行った中で、「6歳の小学1年生から15歳の中学3年生が9年間、同じ校舎で生活する小中一貫校は、普通の小学校、中学校と比べて、その時期、その時期の大事な成長の機会が失われるなど、教育環境に良くないし、もったいない」と指摘していました。逆に、少人

数の学校では、学力の面でも、子どもの成長の面でも良いことがたくさんあると、高い評価をされていることが述べられていました。

一つに統合すれば、教職員が現在の3分の1に減らされてしまい、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育ができなくなるのではないか。学校がどこにあるかで生活環境が大きく左右される。学校建設において場所の問題も重要であるなど、たくさん問題がありました。

また、村が主導的に、拙速に進めようとしていました。こうした問題から私は住民みんなで十分に話し合うことや住民の声を聞くように求めてきました。

今回の議案は、村民の声を基に小学校の統合を提案するものです。今後においても児童生徒、保護者、住民の声を聞き続けて、民主的な進め方を貫いて理想的な九戸村にふさわしい教育環境をつくるということを確認しました。

子どもたちの権利を尊重し、子どもの心に寄り添って、子どもの声を聞いて、子どもを大切にす教育環境を整えることを期待して、賛成討論とします。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、討論はありませんか。  
（「議長、5番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） 議案第11号について、私は、賛成の立場で討論します。

本村は、人口減少、少子化が進行し、村内の多くの小学校においては、複式学級が増加する中、PTAの方々からは早期に小学校の統合を進めてほしいという声が多く聞かれます。

本村は、これまで持続可能で良質な教育環境整備の実現に向けて、「ナインズミーティング2」、専門家を招いてのシンポジウムの開催、アンケート調査を実施するなど、村民との対話、議論を深めてまいりました。

九戸村は少子化・高齢化、情報化、グローバル化などによって社会、産業の構造の大きな変化の中にあります。人々の意識や価値観も多様化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校教育の大切さ、家庭教育や地域の教育力を維持し、向上を図っていくための持続可能で良質な教育環境の整備が今、求められています。以上の理由から賛成します。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、討論ありませんか。  
（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第 11 号「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 12 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 15、議案第 12 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 12 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 13 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 16、議案第 13 号「九戸村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号「九戸村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条

例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 14 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 17、議案第 14 号「九戸村災害復興基金条例を廃止する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号「九戸村災害復興基金条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 15 号から議案第 22 号までの一括議題・質疑

○議長（櫻庭豊太郎君） お諮りいたします。

日程第 18、議案第 15 号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」から日程第 25、議案第 22 号「九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」までの議案 8 件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案 1 件ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、日程第 18、議案第 15 号から日程第 25、議案第 22 号までの議案 8 件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案 1 件ごとに行うことに決定いたしました。

これから、議案第 15 号から議案第 22 号までの議案 8 件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

◎議案第 15 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第 15 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 15 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を  
求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 16 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 16 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 16 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 16 号「ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 17 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 17 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 17 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）



- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第 17 号「九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第 18 号の討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 18 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 18 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第 18 号「パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第 19 号の討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 19 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 19 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第 19 号「コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第 20 号の討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 20 号について、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 20 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第20号「オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第21号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第21号「まちの駅「まさぎね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第22号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第22号「九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第26、議案第23号「村道路線の変更認定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第23号「村道路線の変更認定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第27、議案第24号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第24号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第28、議案第25号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11 番、桂川俊明議員

○11 番（桂川俊明君） 8 ページの説明欄のところにおいて、3 点、委託料についてお聞きします。

老人保護措置委託料、総合福祉センター管理運営業務委託料、学童保育事業委託料が年度末になって増えております。その内容について、説明をお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（浅水 渉君） それでは、説明いたします。

老人保護措置委託料につきましては、養護老人ホームに措置している人数が5人増えたということで、委託料を増額しております。

総合福祉センター管理運営業務委託料につきましては、燃料とか電気関係の料金が上がっておりまして、その不足分を委託料で手当てしたものです。

学童保育事業委託料につきましては、支援員を増やしたことと、燃料高騰により燃料費が不足しておりましたので、その分を手当てしたということになります。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

2 番、川戸茂男議員

○2 番（川戸茂男君） 2 点について、お伺いをいたします。

一つは、「第2表 繰越明許費」の第8款土木費の共同住宅整備事業についてです。以前に説明をいただいた際には、1 月末までに解体工事が完了したとのことでしたが、現在の工事の進捗状況と完成、入居はいつ頃予定されているのか、お伺いいたします。

2 点目は、歳出第8款、土木費の道路新設改良費 2 億 3,071 万 4,000 円の減額、橋梁維持費 8,301 万 1,000 円の減額、合わせて 3 億 1,372 万 5,000 円もの減額となっておりますが、減額の概要についてお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） I J U 戦略室主幹

○I J U 戦略室主幹（川原憲彦君） それでは、最初に繰越明許費ですけれども、現在の状況ですけれども、現在、基礎工事に取り掛かっているところでございます。議会の議決をいただきましたならば、7 月末までの工期ということで 8 月からの入居を目途に事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、業者の方には極力早く進めるようにして、いくらでも前倒しできるように取り組んでまいります。

○議長（櫻庭豊太郎君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 10 ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費につきまして、補正額の説明を申し上げます。

補正額の主な内容でございますけれども、特定財源であります国の交付金の減額が主となっております。

交付金のメニューについて説明申し上げますけれども、これは二つのメニューがございます。補助率はそれぞれ 58.5%となっておりますけれども、一つのメニューが村道田代石神田線に使われております。これが要望額、国費ベースですけれども、要望額が 5,850 万に対しまして、内示額が 1,409 万 3,000 円。割合とすれば 24%ほどの割合で付いてございます。これを対象事業費ベースに換算しますと、当初の事業費が 1 億円。そして、変更の工事費が、事業費が 2,409 万 1,000 円となり、増減額が 7,590 万ほどの減となるものでございます。

もう一つの交付金メニューでございますけれども、これは法面舗装工事に係るものでございます。これにつきましては、国の交付金のベースでございますけれども、要望額が 7,312 万 5,000 円に対しまして、内示額が 1,310 万 4,000 円と。付いた割合ですけれども、18%ほどの割合で付いてございます。これを対象事業費ベースに換算しますと、当初の事業費が 1 億 2,500 万円。変更が 2,240 万円となり、事業費が 1 億 260 万円の減額となっております。この交付金の減額によりまして、事業費ベースで 1 億 7,850 万円の減となっております。

他の路線についてでございますけれども、村道宇堂口高宇堂線、この路線で 2,730 万ほど減額しております。これにつきましては、今年度実施予定個所が昨年の災害で被害を受けておりまして、次年度以降の施工としたことによる延長の減によるものでございます。もう一路線ですけれども、村道戸田石沢線の委託料、これも 1,000 万円ほど減額してございます。これにつきましては、当初、概算測量設計と保安林解除申請業務を計上してございましたが、保安林解除申請業務は次年度以降実施としたことによるものでございます。このほかに、入札減及び現場の精査等により減額するものでございます。

次に、11 ページの 8 款 2 項 4 目橋梁維持費の説明でございます。

補正額の内容でございますけれども、一つは特定財源の減額によるものでございます。これにつきましては、補助率が 64.35%となっておりますけれども、要望額 8,365 万 3,000 円に対しまして、内示額が 6,531 万 1,000 円。増減として 1,834 万 2,000 円の減で、割当内示されております。これを事業費換算しますと、当初 1 億 3,000 万円の事業費に対しまして、変更が 1 億 150 万円となり 2,850 万円の減額となっております。また、減額の大きくなったものとして、境の沢橋の施工でございます。今年度施工予定の境の沢橋に係る電柱の物件移転に時間がかかっており、施工については次年度以降とし、減額になったものでございます。この減額は、7,700 万ほどとなっております。このほかに、入札減および現場の精査等により減額するものでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2 番、川戸茂男議員

○2番（川戸茂男君） ありがとうございます。

それでは、村長にお伺いたします。

本議案は、歳入歳出それぞれ7億4,114万6,000円を減額するもので、既定の予算額67億4,610万4,000円の、11%もの減額になります。また、第2表の繰越明許費は、総額で11億6,410万1,000円を繰り越ししようとするものです。災害復旧事業費を除いても3億9,640万9,000円もの繰り越しになります。いまさら私が言うまでもなく、会計年度独立の原則があって、その例外として継続費の逐次繰越や、繰越明許費などが認められております。

このような予算案を提案するに当たって、村長の所管をお伺いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） おっしゃるとおり、非常に大幅な減額となっておりますし、繰越明許費も多額であるということをごさいますして、令和4年度の当初予算案を編成する際に、いろいろとその事業量等、大丈夫できるのかという確認もしてきておりましたが、不測の災害復旧事業に取り組まなければならないとか、国費の付きが悪いということもごさいますして、非常に残念な結果ではあると思っております。

いずれ公的会計、単年度会計でございますので、もう少し精査した予算案を作るべきだったなというふうに反省はいたしております。ぜひ、事情をおくみ取りいただきまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男議員

○2番（川戸茂男君） せめて、当初予算に計上したものは、3月末までの工期ではなくて12月末までの工期にするとか、いつでも繰越明許で繰り越しできると、そういうような安易な考えで対応されないように願いたいと。

予算は、行政の設計書ともいわれております。しっかりと設計書に基づいた予算を編成いただき、執行されることを望み終わります。

○議長（櫻庭豊太郎君） 要望ですか。

（「はい」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ございませぬか。

6番、久保えみ子議員

○6番（久保えみ子君） 歳出ですけれども、8ページ。ここにある民生費の補聴器購入助成事業が減額になっていきますけれども、この補聴器購入助成事業は、岩手県でも3市町村ぐらいしか実施していない、すばらしい事業だと思っております。それで、人数のところをお伺いしたいんですけれども、減額になっていきますけれども、この難聴児支援補聴器購入助成事業を利用した方が何人だったか。まあ数人だと、前からもお伺いしておりますけれども、その方々が利用したのか。それと、その下の障害者支援補聴器購入助成事業の方も人数をお知らせください。

(「休憩をお願いいたします」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 休憩をいたします。  
休憩（午前 11 時 01 分）
- 

再開（午前 11 時 02 分）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。  
ただ今の質問につきましては、資料を持ち合わせていないということで、予算委員会の説明をいただくことにいたします。  
ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 25 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
従って、議案第 25 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 11 号)」は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第 26 号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 29、議案第 26 号「令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 26 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 26 号「令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 27 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 30、議案第 27 号「令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 27 号「令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 28 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 31、議案第 28 号「令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 28 号「令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)」は、原案のとおり可決されました。



---

◎議案第 29 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 32、議案第 29 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 3 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 29 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 30 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 33、議案第 30 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、久保えみ子議員

○6 番（久保えみ子君） 歳出の 5 ページですけれども、16 節公有財産購入費 152 万 4,000 円、立木購入費。ちょっとこのところ、説明をお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（杉村幸久君） こちらにつきましては、江刺家上行政区との間で、財産区 3 割、それから行政区が 7 割ということで分収林がございましたが、江刺家上行政区で、今回、7 割分の持ち分を放棄するというので、実勢価格、今の現在の価格で見積もっていただいた金額で、財産区が購入するというのでございまして、これによりまして、今までの財産区 3 対行政区 7 という持ち分が、すべて財産区の持ち分というふうに移るものでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第30号「令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎予算特別委員会の設置及び付託

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第34、議案第31号「令和5年度九戸村一般会計予算」から日程第43、議案第40号「令和5年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案10件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第31号「令和5年度九戸村一般会計予算」から議案第40号「令和5年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く議員全員を指名したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託した議案10件の審査については、会議規則第46条第1項の規定により、3月16日までに終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会に付託しました議案 10 件の審査については、3月 16 日までに終了するよう、期限を付けることに決定いたしました。

委員会条例第 7 条第 1 項および第 2 項の規定による正・副委員長互選のため、同条例第 8 条第 1 項の規定により、本日散会后に常任委員会室に予算特別委員会を招集いたします。

なお、委員長互選に関する職務は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

この際、年長の委員は、古舘巖委員であることをご紹介申し上げます。

お諮りいたします。

3月 13 日から 16 日までの 4 日間は、予算特別委員会審査のため、休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、3月 13 日から 16 日までの 4 日間は、休会とすることに決定いたしました。なお、本日以後の予算特別委員会の招集は、委員長から通知されます。

---

◎議案第 41 号の上程・提案説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 44、議案第 41 号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長(杉村幸久君) それでは、議案第 41 号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

次の者を九戸村監査委員に選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

住所、九戸村大字山屋第 2 地割 90 番地

氏名、中山義明さん。昭和 37 年 6 月 12 日生まれの方になります。

令和 5 年 3 月 10 日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、現委員が、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、新たに選任しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫議員

○5番（中村國夫君） 議案第41号についてでございますけれども、この方の経歴についてご説明を、確認の点からお願いをしたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（杉村幸久君） お答えいたします。

中山さんでございますが、高校卒業後、すぐに農林水産省、東北農政局に入省された方ございまして、主に県内の統計情報事務所に令和2年3月の退職まで、38年間にわたって勤務された、元国家公務員の方ということになります。

現在は自宅にお住まいで、農業に従事されているという経歴の方でございます。よろしく申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

満場一致でございます。

従って、議案第41号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は、同意することに決定されました。

---

◎議案第42号の上程・提案説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第45、議案第42号「九戸村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第42号「九戸村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、クリプトスポリジウム対策及び人口減少が進行していく社会情勢を鑑み、水道施設の統廃合及び浄水処理方法の変更を図り、安全で良質な水道水を効率的かつ持続的に供給するため着手している九戸村水道事業経営認可に係る変更に伴い給水計画人口および一日最大給水量を改めようとするものでござい

す。

具体的な改正内容につきましては、議案書の次のページの新旧対照表により、ご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧くださいと思います。

第2条第3項中の給水計画人口を「6,370人」から「5,025人」に。同条第4項中の一日最大給水量を「2,660立方メートル」から「2,390立方メートル」に改めようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月10日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由でございますが、九戸村水道事業経営認可（水道事業変更）に係る変更に伴い改正しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第42号「九戸村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

日程は終了いたしましたが、明日は休会日でございますので、本来は、東日本大震災12年目になりますが、それを本日、ここで哀悼の意をささげたいと思います。

明日、3月11日でございますけれども、平成23年に発生した東日本大震災の発生から12年を迎えようとしています。九戸村議会として、この震災により犠牲となられたすべての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙とうを捧げ、ご冥福をお入りの利したいと思います。

全員、ご起立を願います。

1 分間の黙祷を行います。黙祷

(黙祷)

○議長（櫻庭豊太郎君） 黙祷を終わります。

ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

---

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次の会議は、3月17日金曜日、午前10時から議案審議を行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会（午前11時24分）